

資料4

議案4

北地区乗合タクシーの運行実施計画変更

について

北地区あやめ号運行協議会



## 北地区あやめ号運行協議会 運行計画<変更案>

### 1. 運賃の変更について

#### ○変更理由

北地区には、拠点となるタクシー営業所がないことから、現在あやめ号を運行しているタクシー会社との契約で、契約運賃に迎車料金分として1,000円が加算されている。当該迎車料金分のうち2/3については市が補助しているが、1/3については利用者運賃に含まれているため、この利用者負担分が利用者の拡大を阻害する要因の一つとなっている。

今回、この利用者運賃に含まれている迎車料金分について、運行協議会が一部を負担することにより、利用者負担の軽減と利用促進を図る。

また、迎車料金分を一部負担することから、乗合い便の割引について2人乗車、3人以上乗車としていたものを、2人以上乗車に統一する。

なお、財源については、地元企業の協賛金及び繰越金で賄う。

### 2. 待合所の変更について

あやめ号運行に係る待合所のうち、下記を廃止する。

名 称：JA宮崎中央事故処理センター（特定待合所）

住 所：宮崎市大字糸原305番地

変更理由：当事業所は、現在「株式会社菜果野アグリ 宮崎営業所」になっており、待合所として地域住民の日常生活に必要な施設ではないため。

### 3. 実施予定の時期について

実施予定の時期については、令和5年4月1日からとする。

令和4年度あやめ号運賃表（改定案）

No.	自治会	住所	指定地域(★)				特定①				特定②				特定③				特定④				特定⑤				特定⑥					
			四季クリニック・森歯科クリニック				倉岡郵便局・JA事故処理センター				地域センター・改善センター				エコクリーンほがらか湯				市郡医師会病院				JA生目支店									
			距離 km	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃		
乗り合いによる運賃減額 ⇒					-200			-200			-200			-200			-200			-200			-200			-200			-200			
1		指定地域(★基準地点) (大瀬町2330-1先:交差点中心)							2.0	400	200	1,830	2.0	400	200	1,830	1.3	400	200	1,670	5.8	800	600	2,870	4.6	700	500	2,550	5.8	800	600	2,870
2	上野	瓜生野2570-2	0.6	300	100	1,590	2.8	500	300	2,070	2.6	500	300	1,990	0.9	300	100	1,590	6.4	800	600	2,950	5.4	700	500	2,710	5.5	700	500	2,790		
3	野首竹原田	瓜生野2232-3	0.9	300	100	1,590	2.9	500	300	2,070	2.9	500	300	2,070	1.0	300	100	1,590	6.7	800	600	3,030	5.5	700	500	2,790	5.6	700	500	2,790		
4	平松	大瀬町5453	1.1	300	100	1,590	3.1	500	300	2,150	3.1	500	300	2,150	3.1	500	300	2,150	6.1	800	600	2,870	5.7	700	500	2,790	6.9	900	700	3,110		
5	柿木原	大瀬町2056	1.2	400	200	1,670	3.3	500	300	2,150	3.2	500	300	2,150	2.6	500	300	1,990	5.0	700	500	2,630	5.9	800	600	2,870	7.1	900	700	3,190		
6	上村	瓜生野780	2.1	400	200	1,830	4.1	600	400	2,390	4.1	600	400	2,390	2.2	500	300	1,910	7.5	900	700	3,270	6.7	800	600	3,030	6.7	800	600	3,030		
7	浦田	瓜生野4599	2.4	500	300	1,910	4.5	600	400	2,470	4.4	600	400	2,470	3.8	600	400	2,310	4.1	600	400	2,390	7.1	900	700	3,190	8.3	1,000	800	3,510		
8	柏田	瓜生野98-1	2.5	500	300	1,990	3.9	600	400	2,310	4.5	600	400	2,470	2.4	500	300	1,910	10.0	1,000	800	3,910	5.3	700	500	2,710	4.5	600	400	2,470		
9	上北方	上北方762-1	3.4	600	400	2,230	4.6	700	500	2,550	5.4	700	500	2,710	3.0	500	300	2,070	10.3	1,000	800	3,990	5.8	800	600	2,870	5.1	700	500	2,630		
10	上畑	大瀬町4441-1	5.5	700	500	2,790	7.6	900	700	3,270	7.5	900	700	3,270	6.8	900	700	3,110	3.4	600	400	2,230	10.2	1,000	800	3,990	11.4	1,000	800	4,310		
11	下畑	広原4539	6.5	800	600	3,030	8.5	1,000	800	3,510	8.5	1,000	800	3,510	7.8	900	700	3,350	4.3	600	400	2,470	11.1	1,000	800	4,230	12.3	1,000	800	4,550		
12	大瀬町	大瀬町819-1	1.2	400	200	1,670	1.6	400	200	1,750	1.6	400	200	1,750	1.0	300	100	1,590	6.0	800	600	2,870	4.2	600	400	2,390	5.4	700	500	2,710		
13	新町	瓜生野3909 (改善センター使用)	1.3	400	200	1,670	1.6	400	200	1,750	1.6	400	200	1,750	0.0	300	100	1,590	7.1	900	700	3,190	4.2	600	400	2,390	5.4	700	500	2,710		
14	千代ヶ崎	瓜生野3197-2	1.4	400	200	1,670	2.3	500	300	1,910	2.3	500	300	1,910	0.8	300	100	1,590	7.2	900	700	3,190	4.9	700	500	2,630	5.2	700	500	2,710		
15	柳瀬	糸原419	2.0	400	200	1,830	0.8	300	100	1,590	0.3	300	100	1,590	1.6	400	200	1,750	7.8	900	700	3,350	3.4	600	400	2,230	4.6	700	500	2,550		
16	倉岡 ニュータウン	糸原2041-6	2.4	500	300	1,910	1.2	400	200	1,670	0.4	300	100	1,590	2.0	400	200	1,830	8.2	1,000	800	3,430	3.8	600	400	2,310	5.0	700	500	2,630		
17	糸原	糸原2552-1	2.8	500	300	2,070	1.7	400	200	1,750	0.9	300	100	1,590	2.4	500	300	1,910	8.6	1,000	800	3,590	4.2	600	400	2,390	5.4	700	500	2,710		
18	金崎	金崎582	4.2	600	400	2,390	2.1	400	200	1,830	2.4	500	300	1,910	3.7	600	400	2,310	10.0	1,000	800	3,910	5.6	700	500	2,790	6.8	900	700	3,110		
19	六反田	糸原4623 (宮崎刑務所)	4.2	600	400	2,390	3.1	500	300	2,150	2.3	500	300	1,910	3.7	600	400	2,310	10.0	1,000	800	3,910	5.6	700	500	2,790	6.8	900	700	3,110		
20	吉野	吉野112	5.2	700	500	2,710	3.2	500	300	2,150	3.4	600	400	2,230	4.7	700	500	2,550	10.9	1,000	800	4,150	6.5	800	600	3,030	7.7	900	700	3,350		
21	堤内	堤内147	5.4	700	500	2,710	3.4	600	400	2,230	3.6	600	400	2,230	4.9	700	500	2,630	11.2	1,000	800	4,230	6.7	800	600	3,030	7.9	900	700	3,350		

令和4年度あやめ号運賃表（現行）

利用者運賃は1,200円を上限とする。  
 新規利用者運賃：契約額の1/3の額の下2桁が31を超える場合は切り上げる。100円単位とする。

No.	自治会	住所	指定地域(★)				特定①				特定②				特定③				特定④				特定⑤				特定⑥										
			四季クリニック・森歯科クリニック				倉岡郵便局・JA事故処理センター				地域センター・改善センター				エコクリーンほがらか湯				市郡医師会病院				JA生目支店														
			距離km	利用者運賃	2人乗合	3人・4人乗合	契約運賃	距離km	利用者運賃	2人乗合	3人・4人乗合	契約運賃	距離km	利用者運賃	2人乗合	3人・4人乗合	契約運賃	距離km	利用者運賃	2人乗合	3人・4人乗合	契約運賃	距離km	利用者運賃	2人乗合	3人・4人乗合	契約運賃	距離km	利用者運賃	2人乗合	3人・4人乗合	契約運賃					
乗り合いによる運賃減額 ⇒					-200	-300			-200	-300			-200	-300			-200	-300			-200	-300			-200	-300			-200	-300							
1		指定地域(★基準地点) (大瀬町2330-1先:交差点中心)					2.0	600	400	300	1,830	2.0	600	400	300	1,830	1.3	600	400	300	1,670	5.8	1,000	800	700	2,870	4.6	900	700	600	2,550	5.8	1,000	800	700	2,870	
2	上野	瓜生野2570-2	0.6	500	300	200	1,590	2.8	700	500	400	2,070	2.6	700	500	400	1,990	0.9	500	300	200	1,590	6.4	1,000	800	700	2,950	5.4	900	700	600	2,710	5.5	900	700	600	2,790
3	野首竹原田	瓜生野2232-3	0.9	500	300	200	1,590	2.9	700	500	400	2,070	2.9	700	500	400	2,070	1.0	500	300	200	1,590	6.7	1,000	800	700	3,030	5.5	900	700	600	2,790	5.6	900	700	600	2,790
4	平松	大瀬町5453	1.1	500	300	200	1,590	3.1	700	500	400	2,150	3.1	700	500	400	2,150	3.1	700	500	400	2,150	6.1	1,000	800	700	2,870	5.7	900	700	600	2,790	6.9	1,100	900	800	3,110
5	柿木原	大瀬町2056	1.2	600	400	300	1,670	3.3	700	500	400	2,150	3.2	700	500	400	2,150	2.6	700	500	400	1,990	5.0	900	700	600	2,630	5.9	1,000	800	700	2,870	7.1	1,100	900	800	3,190
6	上村	瓜生野780	2.1	600	400	300	1,830	4.1	800	600	500	2,390	4.1	800	600	500	2,390	2.2	700	500	400	1,910	7.5	1,100	900	800	3,270	6.7	1,000	800	700	3,030	6.7	1,000	800	700	3,030
7	浦田	瓜生野4599	2.4	700	500	400	1,910	4.5	800	600	500	2,470	4.4	800	600	500	2,470	3.8	800	600	500	2,310	4.1	800	600	500	2,390	7.1	1,100	900	800	3,190	8.3	1,200	1,000	900	3,510
8	柏田	瓜生野98-1	2.5	700	500	400	1,990	3.9	800	600	500	2,310	4.5	800	600	500	2,470	2.4	700	500	400	1,910	10.0	1,200	1,000	900	3,910	5.3	900	700	600	2,710	4.5	800	600	500	2,470
9	上北方	上北方762-1	3.4	800	600	500	2,230	4.6	900	700	600	2,550	5.4	900	700	600	2,710	3.0	700	500	400	2,070	10.3	1,200	1,000	900	3,990	5.8	1,000	800	700	2,870	5.1	900	700	600	2,630
10	上畑	大瀬町4441-1	5.5	900	700	600	2,790	7.6	1,100	900	800	3,270	7.5	1,100	900	800	3,270	6.8	1,100	900	800	3,110	3.4	800	600	500	2,230	10.2	1,200	1,000	900	3,990	11.4	1,200	1,000	900	4,310
11	下畑	広原4539	6.5	1,000	800	700	3,030	8.5	1,200	1,000	900	3,510	8.5	1,200	1,000	900	3,510	7.8	1,100	900	800	3,350	4.3	800	600	500	2,470	11.1	1,200	1,000	900	4,230	12.3	1,200	1,000	900	4,550
12	大瀬町	大瀬町819-1	1.2	600	400	300	1,670	1.6	600	400	300	1,750	1.6	600	400	300	1,750	1.0	500	300	200	1,590	6.0	1,000	800	700	2,870	4.2	800	600	500	2,390	5.4	900	700	600	2,710
13	新町	瓜生野3909 (改善センター使用)	1.3	600	400	300	1,670	1.6	600	400	300	1,750	1.6	600	400	300	1,750	0.0	500	300	200	1,590	7.1	1,100	900	800	3,190	4.2	800	600	500	2,390	5.4	900	700	600	2,710
14	千代ヶ崎	瓜生野3197-2	1.4	600	400	300	1,670	2.3	700	500	400	1,910	2.3	700	500	400	1,910	0.8	500	300	200	1,590	7.2	1,100	900	800	3,190	4.9	900	700	600	2,630	5.2	900	700	600	2,710
15	柳瀬	糸原419	2.0	600	400	300	1,830	0.8	500	300	200	1,590	0.3	500	300	200	1,590	1.6	600	400	300	1,750	7.8	1,100	900	800	3,350	3.4	800	600	500	2,230	4.6	900	700	600	2,550
16	倉岡ニュータウン	糸原2041-6	2.4	700	500	400	1,910	1.2	600	400	300	1,670	0.4	500	300	200	1,590	2.0	600	400	300	1,830	8.2	1,200	1,000	900	3,430	3.8	800	600	500	2,310	5.0	900	700	600	2,630
17	糸原	糸原2552-1	2.8	700	500	400	2,070	1.7	600	400	300	1,750	0.9	500	300	200	1,590	2.4	700	500	400	1,910	8.6	1,200	1,000	900	3,590	4.2	800	600	500	2,390	5.4	900	700	600	2,710
18	金崎	金崎582	4.2	800	600	500	2,390	2.1	600	400	300	1,830	2.4	700	500	400	1,910	3.7	800	600	500	2,310	10.0	1,200	1,000	900	3,910	5.6	900	700	600	2,790	6.8	1,100	900	800	3,110
19	六反田	糸原4623 (宮崎刑務所)	4.2	800	600	500	2,390	3.1	700	500	400	2,150	2.3	700	500	400	1,910	3.7	800	600	500	2,310	10.0	1,200	1,000	900	3,910	5.6	900	700	600	2,790	6.8	1,100	900	800	3,110
20	吉野	吉野112	5.2	900	700	600	2,710	3.2	700	500	400	2,150	3.4	800	600	500	2,230	4.7	900	700	600	2,550	10.9	1,200	1,000	900	4,150	6.5	1,000	800	700	3,030	7.7	1,100	900	800	3,350
21	堤内	堤内147	5.4	900	700	600	2,710	3.4	800	600	500	2,230	3.6	800	600	500	2,230	4.9	900	700	600	2,630	11.2	1,200	1,000	900	4,230	6.7	1,000	800	700	3,030	7.9	1,100	900	800	3,350

### 令和3年度 あやめ号利用状況

月	登録者数	利用者数 (実人数)	利用者 延べ人数	運行日数	運行便数	利用者運賃	協議会負担	契約運賃	市補助額 (契約運賃の2/3)
4月	2	5	36	18	35	26,900	52,990	79,890	53,260
5月	3	9	42	14	41	28,200	56,750	84,950	56,633
6月	1	13	72	23	69	47,400	95,330	142,730	95,153
7月	2	9	43	13	40	28,300	55,940	84,240	56,160
8月	1	9	43	17	43	29,000	58,650	87,650	58,433
9月	2	9	47	15	46	30,600	60,460	91,060	60,707
10月	3	8	41	16	41	27,600	55,350	82,950	55,300
11月	1	6	51	13	43	31,900	59,590	91,490	60,993
12月	2	8	48	17	47	34,000	69,850	103,850	69,233
1月	2	8	44	12	42	28,800	57,820	86,620	57,747
2月	2	7	38	16	38	25,900	52,520	78,420	52,280
3月	5	9	39	14	36	27,900	54,160	82,060	54,707
合計	26	100	544	188	521	366,500	729,410	1,095,910	730,607

### 令和3年度 あやめ号利用状況（迎車料金200円補助の場合の試算）

月	登録者数	利用者数 (実人数)	利用者 延べ人数	運行日数	運行便数	利用者運賃 (200円補助)	協議会負担	契約運賃	市補助額 (契約運賃の2/3)
4月	2	5	36	18	35	19,700	60,190	79,890	53,260
5月	3	9	42	14	41	19,800	65,150	84,950	56,633
6月	1	13	72	23	69	33,000	109,730	142,730	95,153
7月	2	9	43	13	40	19,700	64,540	84,240	56,160
8月	1	9	43	17	43	20,400	67,250	87,650	58,433
9月	2	9	47	15	46	21,200	69,860	91,060	60,707
10月	3	8	41	16	41	19,400	63,550	82,950	55,300
11月	1	6	51	13	43	21,700	69,790	91,490	60,993
12月	2	8	48	17	47	24,400	79,450	103,850	69,233
1月	2	8	44	12	42	20,000	66,620	86,620	57,747
2月	2	7	38	16	38	18,300	60,120	78,420	52,280
3月	5	9	39	14	36	20,100	61,960	82,060	54,707
合計	26	100	544	188	521	257,700	838,210	1,095,910	730,607
補助前						366,500	729,410	1,095,910	730,607
比較（補助後－補助前）						△ 108,800	108,800		

## 令和4年度北地区乗合タクシー「あやめ号」運行実施計画書

### 1. 運行目的

北地域自治区は、県道宮崎須木線で宮崎交通路線バスが運行されているのみで、本線周辺以外の地域においては交通の利便性が非常に悪い地域となっている。このような地域の交通の不便を解消することを目的に、北地区乗合タクシー「あやめ号」（以下「あやめ号」）を導入し、地域住民に親しまれる公共交通を目指すとともに、高齢者等が安心安全に生活できる地域を目指すものである。

### 2. 実施団体

あやめ号は、地域内の各種団体で構成された北地区あやめ号運行協議会（以下「運行協議会」）が、運行業務を「5. 事業受託者」に該当するタクシー事業者（以下「事業受託者」）に委託し実施する。

### 3. 事務所

運行協議会の事務所は宮崎市大字瓜生野3909番地40（宮崎市北地域センター内）に置く。

### 4. 事業財源

事業財源は、運行協議会構成団体による拠出金、協力団体（企業）からの寄付金、登録者からの登録料及び利用料（運賃）、更に宮崎市からの補助金とする。

### 5. 事業受託者

事業受託者は、次の条件を満たすタクシー事業者とする。

- ① 「あやめ号」の趣旨に賛同し、「16. 委託料（契約運賃）」での受託が可能なこと。
- ② 運行開始までに道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の運行許可が取得可能なこと。
- ③ 運行日の運行時間帯には常に運行可能な小型車を2台以上確保できること。

### 6. 運行期間

運行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 7. 運行区域とコース

運行区域は、北地域自治区の全域及び運行上密接不可分な隣接地及び生目地域自治区内の大字有田（宮崎市郡医師会病院）と大字浮田（JA宮崎中央生目支店）とし、別表1のとおりとする。

また、運行区域を瓜生野コース、倉岡コースの2つに分け、「各地区と中央指定地域（以下「指定地域」）を結ぶコース」、「各地区と特定待合所を結ぶコース」の運行とし、各コースの構成地区は別表2のとおりとする。

### 8. 指定地域・待合所・停留所

第7項並びに第10項に関する指定地域、待合所並びに停留所は次のとおりとする。

指定地域：県道26号宮崎須木線の宮崎交通路線バス「野首下バス停」から「岩知野バス停」間の路線に面した地域とする。

待 合 所：所在地が指定地域の待合所を『一般待合所』、指定地域外の待合所を『特定待合所』とし、全登録者が利用できることを原則とする。

停 留 所：全登録者の自宅前を停留所とする。ただし、登録者が利用できる停留所は、原則、自宅前の停留所のみとする。

原則、両所のみ乗降可能とする。ただし、『上り便』の降車は、待合所・停留所に関係なく指定地域全域で可能とする。

『一般待合所』と『特定待合所』の詳細は別表3のとおりとする。

## 9. 運行日

運行日は、祝日を含む月曜日から土曜日までの週6日とする。

## 10. 運行便

あやめ号には『上り便』と『下り便』を設ける。基本的に『上り便』は各地区から指定地域または特定待合所に向かう便、『下り便』は一般待合所または特定待合所から各地区に向かう便とするが、乗り合いとなる場合には合理的な運行ルートを作成し、この区別にとらわれないものとする。

1日の運行便数は、生目方面を除いて『上り便』『下り便』とも24便とし、それぞれの出発時刻（ダイヤ）は別表4のとおりとする。なお、生目方面へは『上り便』『下り便』とも1便とする。ただし、『上り便』『下り便』とも予約が無い場合には運休とする。

## 11. 利用者

北地域自治区内に居住する年齢が6歳(就学児)以上の者とする。ただし、タクシーの乗り降りに介助者の必要な者は、介助者(有料)が同乗することにより利用可能とし介助者の登録は不問とする。なお、未就学児は、保護者等の利用者に同伴した場合に利用できるものとする。

## 12. 利用者登録

利用者は、事前に運行協議会に登録しなければならない。  
また、運行協議会は、登録者に対し、登録終了後速やかに登録証を交付しなければならない。

## 13. 登録手続き

登録手続は次のとおりとする。

- ① 登録希望者は一般登録申請書（様式1）を運行協議会に提出し、併せて登録料を納付する。  
登録料は原則、第1回目の登録時に限り納付するものとし、世帯内希望者が1人の場合は500円、2人以上の場合は800円とする。ただし、第1回目登録者1名から2名以上に変更の場合は、変更届提出時に300円を納付する。
- ② 病気や怪我等により一定期間（1年以内）利用する場合には、期間限定登録申請書（様式2）を提出し、併せて登録料300円を納付する。
- ③ 期間限定登録者が利用期間終了後も引き続き北地区あやめ号を利用する場合には、記載事項変更届と併せて、登録料200円を追加納付する。
- ④ 記載事項に変更が生じた場合には、記載事項変更届（様式3）を提出する。
- ⑤ 運行協議会は登録手続完了者に対して仮登録証（様式4）を貸与し、その後登録証（様式

5) を、期間限定登録者には期間限定登録証（様式 6）を速やかに交付する。

- ⑥ 仮登録証の貸与を受けた登録者は、登録証が届き次第仮登録証を自身で処分するか運行協議会に返却しなければならない。

#### 1 4. 登録解除

登録者が次の要件に該当する場合、運行協議会は登録を解除することができる。その場合、原則として登録料は返還しないものとする。

- ① 登録者が死亡した場合。
- ② 登録者から解除の願いが出された場合。
- ③ 虚偽の申告によって登録を行った場合。
- ④ 登録者が同乗者に迷惑をかける行為や乗務員の指示に従わない行為を繰り返した場合。
- ⑤ 運行協議会が登録者としてふさわしくないと判断した場合。

#### 1 5. 利用者運賃

利用者の運賃は地区ごとに定額とし、基準地から各自治公民館までの距離に応じて 500 円から 1,200 円までの 8 段階とする。

また、同一便に 2 人乗車する場合は 200 円引き、3 人以上乗車する場合は 300 円引きの金額とする。地区別利用者運賃は別表 5 のとおりとする。

利用者運賃は現金もしくは運行協議会の発行する利用券（様式 7）による支払いとし、1 乗車ごとに乗務員に支払うものとする。また、クレジットカードやタクシー券等での支払いはできないものとする。

利用者に同伴する 1 歳未満の小児については無料とする。未就学児（1 歳から 6 歳）については 1 人までは無料とし、2 人目以上は、各 1 人分の運賃を支払うものとする。

#### 1 6. 委託料（契約運賃）

委託料（契約運賃）は地区ごとに定額とし、同一便を 2 名以上で利用する場合には最初の出発地区から最終到着地区までの運賃を委託料とする。地区別の契約運賃額は別表 5 のとおりとする。

#### 1 7. 使用車両・乗車定員

使用車両は小型車とし、乗車定員は 3 名（希望があった場合は 4 名）とする。また、利用者が定員を上回った場合には新たに車両を追加するが、利用者から 4 名乗車の希望があった場合には 4 名を定員とする。

#### 1 8. 事前予約

利用者は、必ず事前に利用の予約をしなければならない。

予約受付は、『上り便』『下り便』ともに、利用する日の 7 日前の午前 8 時から利用の前日午後 3 時までとする。ただし、月曜日の利用は前の週の土曜日の午後 3 時までとする。

予約方法は、運行営業所に電話もしくは乗務員を通して行い、「登録番号」「氏名」「利用日時」「行先」を伝える。

## 19. 利用方法

利用者は、交付された「登録証」を携帯し、出発時刻には速やかに出発できるように玄関・施設入口等の外側で待機する。

上り便において乗合いの運行等で予約時刻に変更が生じる場合には、出発の30分前までに運行営業所から利用者に連絡がある。

## 20. 予約のキャンセル

利用者は、予約後に変更やキャンセルが発生した場合には速やかに運行営業所に連絡(出発時刻の1時間前まで)する。その場合のキャンセル料は発生しない。

また、予約時間までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。

なお、キャンセルが発生した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

- 前日の午後3時までにキャンセルの連絡があった場合

**【同乗者がいない場合】**

運行計画作成前であるため、利用者運賃及び委託料は発生しない。

**【同乗者がいる場合】**

キャンセル者の予約はなかったものとして、乗車した利用者に対するその分の割引料金は適用しない。委託料は乗車した利用者分の委託料とする。

- 前日の午後3時以降、出発の1時間前までにキャンセルの連絡があった場合

**【同乗者がいない場合】**

車両が運行の準備に入っていない(営業所を出発していない)ため、利用者運賃及び委託料については発生しない。

**【同乗者がいる場合】**

乗車した利用者に対してはキャンセルが無かったものとして割引料金を適用し、委託料はキャンセル者を除く利用者の最初の出発地区から最終到着地区までの運賃とする。

- 出発1時間前までにキャンセルの連絡がなく、利用もない場合

**【同乗者がいない場合】**

利用があったものとみなし、運行協議会はキャンセル者の居住地区に基づく委託料を事業受託者へ支払う。

**【同乗者がいる場合】**

乗車した利用者に対してはキャンセルが無かったものとして割引料金を適用し、委託料は利用者とキャンセル者を含めた運行計画の最初の出発地区から最終到着地区までの運賃とする。

ただし、同一世帯の者がキャンセルする場合や、割引きを受けるため故意に同乗の予約とキャンセルをしたと認められる場合は、利用者の運賃の同乗割引は適用しない。

## 21. 運行営業所

運行営業所は事業受託者の営業所とし、業務内容は次のとおりとする。

- ① 運行営業所は利用者からの予約を受けて配車計画表(様式8)を作成し、『安全』『正確』『迅速』をモットーに運行業務を遂行する。
- ② 運行営業所は運行モットー及び乗合タクシー業務を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。

- ③ 運行営業所の乗務員は利用者下車後速やかに運転日誌（様式 9）を記入するほか、運行協議会より依頼のあったアンケート等に運行業務に支障がない範囲で協力する。
- ④ 運行営業所の乗務員が利用者から予約を受けた場合には、遅延なく運行営業所にその旨を連絡する。

## 2.2. 運行状況の報告

事業受託者は毎月 5 日（休日等の場合は翌日）までに前月の運行状況を運行協議会に報告（様式 10）しなければならない。この場合、運転日誌の写しによる報告でも可とする。

また、これに拘らず運行協議会が求めた場合には運行協議会に報告しなければならない。

報告の方法については F A X や電子メールでも可とする。

## 2.3. 委託料の請求・支払い

事業受託者は毎月 5 日（休日等の場合は翌日）までに前月分の請求書（様式 11）及び運行明細書（様式 12）を運行協議会に提出する。

運行協議会は提出された請求書及び運行明細書を精査し、毎月 15 日（金融機関休日の場合は前日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額はすでに利用者が納めた運賃と振込手数料を差し引いた金額とする。

## 2.4. 委任

この運行計画に定めるもののほか、北地区あやめ号の運行に必要な事項は、運行協議会が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年 1 月 23 日・運輸省告示第 49 号）を適用する。

別表1 北地区乗合タクシーあやめ号運行区域

地域自治区	町・大字	
北	大字瓜生野	大字大瀬町
	大字上北方	大字糸原
	大字金崎	大字堤内
	大字吉野	大字広原
生目	大字有田	大字浮田
特例	国富町大字岩知野	

別表2 コース構成地区

瓜生野 コース	指定地域※	上北方	柏 田	野首竹原田	上 村	上 野
	柿木原	平 松	浦 田	上 畑④	下 畑	
倉 岡 コース	指定地域※	千代ヶ崎	大瀬町	新 町③	糸 原	柳 瀬①②
	倉岡ニュータウン	金 崎	堤 内	吉 野	六反田	

※：指定地域は第8項「指定地域・待合所・停留所」参照

- ①：特定待合所（四季クリニック、森歯科クリニック）を含む
- ②：特定待合所（倉岡郵便局、J A宮崎中央事故処理センター）を含む
- ③：特定待合所（北地域センター、改善センター）を含む
- ④：特定待合所（エコクリーンほがらか湯）を含む
- ⑤：特定待合所（宮崎市郡医師会病院）を含む
- ⑥：特定待合所（J A宮崎中央生目支店）を含む

別表3 待合所

区分	No.	事業所名	所在地	地区名	連絡先
指定地域内（一般待合所）	1	宮崎瓜生野郵便局	瓜生野1926-2	野首・竹原田	41-1442
	2	ごちそうマルシェ サンリッチ	瓜生野2264-3	上野	41-1070
	3	宮崎市北地区地域包括支援センター	瓜生野2286-1	上野	36-0903
	4	たなか内科	瓜生野2287-59	上野	41-2300
	5	セブンイレブン大瀬町店	大瀬町2446-1	柿木原	41-3323
	6	おおせくじら歯科	大瀬町2331	上野	41-3231
	7	杉尾青果	大瀬町2330	上野	41-0177
	8	増田病院	大瀬町2176-1	大瀬町	41-1234
	9	コーヒー梵	大瀬町1680-3	柿木原	41-0322
	10	どなん	大瀬町1677-1	柿木原	41-2223
	11	けいめい記念病院	国富町大字岩知野762	国富町	75-7007
	12	県道26号宮崎須木線の宮崎交通野首下バス停から岩知野バス停間のバス停			
特定待合所	特①	四季クリニック	金崎1455-1	柳瀬	41-3011
		森歯科クリニック	糸原250	柳瀬	36-0627
	特②	倉岡郵便局	糸原436-2	柳瀬	41-0042
		J A 宮崎中央事故処理センター	糸原305	柳瀬	35-3507
	特③	北地域センター	瓜生野3909-40	新町	41-1111
		西部地区農村環境改善センター	瓜生野3909	新町	30-3017
	特④	エコクリーンほがらか湯	大瀬町6176-8	上畑	30-6228
	特⑤	宮崎市郡医師会病院	有田1173	有田	77-9101
特⑥	J A 宮崎中央生目支店	浮田3142	浮田	48-1131	

別表4 出発時刻

上り便 下り便	7:00~18:30 上り便下り便それぞれ30分間隔での運行					
	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00
	7:30	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30
	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
生目方面 上り便 10:00 下り便 11:00						

※それぞれの出発時刻は最初に乗車する人の待合所、若しくは停留所の出発時刻とする。

